

マドリッド協定議定書個別手数料一覧表

2017年9月6日現在

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
アイスランド (2017.1.13日)	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
	団体商標		団体商標	
	1類まで	270	1類まで	270
	1類を超えた1類毎に	58	1類を超えた1類毎に	58
アイルランド (2015.7.4日)	1類まで	257	1類まで	262
	1類を超えた1類毎に	73	1類を超えた1類毎に	131
アフリカ知的所有権機関(OAPI) (2015.7.4日)	3類まで	639	1類まで	799
	3類を超えた1類毎に	131	1類を超えた1類毎に	160
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 追加手数料: 1類毎に	208
アルメニア (2003.8.13日)	1類まで	221	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	22	1類を超えた1類毎に	22
アンティグア・バーブーダ(2017.4.9日)	類の数によらない	247	類の数によらない	114
イスラエル (2017.3.22日)	1類毎に	423	1類毎に	754
	1類を超えた1類毎に	318	1類を超えた1類毎に	636
イタリア (2015.7.4日)	1類まで	95	1類まで	63
	1類を超えた1類毎に	32	1類を超えた1類毎に	32
	団体商標		団体商標	
	類の数によらない	318	類の数によらない	191
インド (2015.2.6日)	1類毎に	62	1類毎に	78
	団体商標		団体商標	
	1類毎に	156	1類毎に	156
ウクライナ (2011.9.18日)	3類まで	429	類の数によらない	429
	3類を超えた1類毎に	86		
ウズベキスタン (2011.9.18日)	1類まで	1,028	1類まで	514
	1類を超えた1類毎に	103	1類を超えた1類毎に	51
	団体商標		団体商標	
	1類まで	1,543	1類まで	1,028
	1類を超えた1類毎に	154	1類を超えた1類毎に	103
英国 (2016.12.10日)	1類まで	227	1類まで	252
	1類を超えた1類毎に	63	1類を超えた1類毎に	63
エストニア (2015.5.11日)	1類まで	151	類の数によらない	188
	1類を超えた1類毎に	47		
	団体商標		団体商標	
	1類まで	203	類の数によらない	235
	1類を超えた1類毎に	47		
欧州連合 (2016.4.25日)	1類まで	897	1類まで	897
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	1,531	1類まで	1,531
	2類目	55	2類目	55
	2類を超えた1類毎に	164	2類を超えた1類毎に	164
オーストラリア(2016.10.28日)	1類毎に	263	1類毎に	300
オマーン (2011.6.9日)	1類毎に	484	1類毎に	727
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類毎に	1,211	1類毎に	1,453
ガーナ(2015.8.10日)	1類毎に	379	1類毎に	370
韓国(2009.4.1日)	1類毎に	233	1類毎に	266

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ガンビア(2016.1.6ヨリ)	1類毎に	97	類の数によらない	243
カンボジア(2017.10.31ヨリ)	1類毎に	96	1類毎に	99
キューバ (2013.5.26ヨリ)	第1段階(出願料相当分) 3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に 第2段階(登録料相当分)※ 類の数によらない 団体商標 類の数によらない	274 91 320 91 82 82	3類まで 3類を超えた1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 3類まで 3類を超えた1類毎に	274 91 329 91 320 91 375 91
キュラソー島 (2016.2.14ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	336 35 667 68	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	336 35 667 68
ギリシャ (2015.7.4ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に(*) 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に(*)	115 21 577 105	1類まで 1類を超えた1類毎に(*) 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に(*)	94 21 472 105
(* 1出願で10類を越える場合、10類を越えた類の手数料は不要)				
キルギス (2004.6.17ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	340 160	類の数によらない	500
ケニア (2014.6.12ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	312 223 312 223	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	178 134 178 134
コロンビア (2017.1.1ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	281 140 374 187	1類まで 1類を超えた1類毎に 6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 1類毎に	153 75 209
サンマリノ (2015.8.16ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	155 41 279 72	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	155 41 279 72
ジョージア (2012.1.19ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	314 115	1類まで 1類を超えた1類毎に	314 115
シリア(2016.10.29ヨリ)	1類毎に	193	1類毎に	193
シンガポール(2017.4.1ヨリ)	1類毎に	242	1類毎に	270
シント・マールテン島 (2014.12.1ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	298 31 593 61	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	298 31 593 61
ジンバブエ (2016.1.7ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	97 58	1類毎に	78

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
スイス (2014.1.13日)	3類まで 3類を超えた1類毎に	450 50	類の数によらない	500
スウェーデン (2015.7.4日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	260 102	1類まで 1類を超えた1類毎に	260 102
タイ(2017.11.7日)	1類毎に	418	1類毎に	522
タジキスタン (2016.9.14日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	438 34	1類まで 1類を超えた1類毎に	438 34
中国 (2011.11.6日)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	249 125 747 374	1類まで 1類を超えた1類毎に	498 249
チュニジア (2015.9.13日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	131 17	1類まで 1類を超えた1類毎に	187 40
チュニジア (2017.10.5日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	109 14	1類まで 1類を超えた1類毎に	156 33
デンマーク (2015.7.4日)	3類まで 3類を超えた1類毎に	330 84	3類まで 3類を超えた1類毎に	330 84
トルクメニスタン (2015.9.13日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	151 76	類の数によらない	380
トルコ (2017.4.30日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	143 28	類の数によらない	140
ニュージーランド(2015.11.22日)	1類毎に	93	1類毎に	217
ノルウェー (2015.6.6日)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	278 78 278 78	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	314 121 314 121
バーレーン (2016.9.7日)	1類毎に 団体商標又は証明商標 1類毎に	1,710 2,105	1類毎に 団体商標又は証明商標 1類毎に	1,710 2,105
フィリピン(2017.3.5日)	1類毎に	116	1類毎に	178
フィンランド (2017.8.13日)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	243 108 324 108	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	243 108 324 108
ブルガリア (2015.7.4日)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	327 21 595 54	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	161 32 322 64
ブルネイ (2017.7.3日)	1類まで 1類を超えた1類毎に	196 107	1類毎に	143
米国(2017.1.14日)	1類毎に	388	1類毎に	291
ベトナム(2017.3.8日)	1類毎に	161	1類毎に	143
ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ) (2015.7.4日)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	167 17 238 17	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	273 48 497 48
ペラルーシ (2003.4.28日)	3類まで 3類を超えた1類毎に	600 50	類の数によらない	700

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
ボネール島、シント・ユースタティウス島、 サバ島 (2011.4.5ヨリ)	3類まで	195	3類まで	319
	3類を超えた1類毎に	20	3類を超えた1類毎に	56
	団体商標		団体商標	
	3類まで	279	3類まで	581
	3類を超えた1類毎に	20	3類を超えた1類毎に	56
メキシコ(2016.11.5ヨリ)	1類毎に	149	1類毎に	160
モルドバ (2015.7.4ヨリ)	1類まで	252	1類まで	262
	1類を超えた1類毎に	52	1類を超えた1類毎に	52
	団体商標		団体商標	
	1類まで	304	1類まで	419
	1類を超えた1類毎に	52	1類を超えた1類毎に	52
ラオス(2016.3.7ヨリ)	1類まで	141	1類まで	141
	1類を超えた1類毎に	101	1類を超えた1類毎に	101
日本 (2016.12.14ヨリ)	第1段階(出願料相当分)			
	1類まで	108	1類毎に	371
	1類を超えた1類毎に	82		
	第2段階(登録料相当分)※			
	1類毎に	269		

(参考為替レート:1スイスフラン≒114.77 円)

※ キューバ、日本は個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に国際事務局へ個別手数料の第二段階部分の支払いが必要です。個別手数料の第二段階部分の納付がない場合には、これらの国の指定が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

注)最新情報はWIPOのホームページでご確認ください。

<http://www.wipo.int/madrid/en/fees/index.html>

お問合わせ先: 特許庁国際意匠・商標出願室 電話: 03-3581-1101(代) 内線2671, 2672 FAX: 03-3580-8033
--